

## 地震発生時の対応マニュアル

### 1 マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、舞鶴市議会災害時行動マニュアル（一般災害・震災編）の初動期における行動基準として、地震発生時の行動及び会議場所からの避難に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 地震発生時の会議室における行動

#### (1) 緊急地震速報の受信

- ① 事務局長は、会議に出席する際、緊急地震速報が受信できる機器を携帯する。
- ② 事務局長は、緊急地震速報を受信した場合、直ちに議長、委員長等会議を主宰する者（以下「議長等」という。）に、その旨を伝達する。
- ③ 議長等は、緊急地震速報の伝達を受けた際は、直ちに、会議場所に参集している全員に対し、自身の身を守る行動を取るよう発言する。

#### 【発言内容の例】

「緊急地震速報です。全員直ちに身を守る行動を取ってください。」

#### (2) 状況確認

- ① 議長等は、揺れが収まった段階で、休憩を宣言する。
- ② 議長等は、事務局長とともに会議場所の状況及び参集者の状況を確認し、避難又は会議の再開を判断する。

### 3 会議場所からの避難

#### (1) 議場

- ① 議長等は、議場からの避難を指揮することとし、議長等に事故ある場合は事務局長が、議長等及び事務局長に事故ある場合は事務局総務課長がその任にあたる。
- ② 事務局職員は、議長等の指示に従い、参集者の避難誘導を行う。
- ③ 避難誘導の順序は、原則として傍聴者を最優先とするが、状況に応じて議長等が判断する。
- ④ 議場からの避難は、一旦議会ロビーを退避先とし、事務局職員が安全な避難ルート（救助袋の使用を含む）を確認した上で、そのルートにより建物外の指定する場所へ議長の指示に従い避難する。
- ⑤ 傍聴席からの避難は、傍聴席前方の階段から議席後方を通り、南西の扉から議会ロビーへ出るルートを基本とする。

- ⑥ 議席後方の階段付近の議席の議員は、議長の指示に従い、傍聴席前方の階段を設置する。
- ⑦ 執行機関席からの避難は、議長席から北側は、第2委員会室を經由して廊下から議会ロビーへ向かうルート、議長席から南側は、南東の扉から廊下を経て議会ロビーへ向かうルートを基本とする。
- ⑧ 議席からの避難は、南西の扉から議会ロビーへ出るルートを基本とする。

#### (2) 議員協議会室

- ① 避難ルート以外の事項は、議場と同様とする。
- ② 傍聴席からの避難は、東側の扉から第1委員会室前の廊下を経て議会ロビーへ向かうルートを基本とする。
- ③ 執行機関席からの避難は、開催されている会議に応じて、傍聴席からの避難と同様若しくは西側の扉から会派控室前の廊下を経て議会ロビーへ向かうルートを基本とする。
- ④ 議員席からの避難は、西側の扉から会派控室前の廊下を経て議会ロビーへ向かうルートを基本とする。

#### (3) 第1委員会室

- ① 避難ルート以外の事項は、議場と同様とする。
- ② 避難は、傍聴者、執行機関、議員いずれも東側の扉からエレベーター前を経て議会ロビーへ向かうルートを基本とする。

#### (4) 第2委員会室

- ① 避難ルート以外の事項は、議場と同様とする。
- ② 避難は、傍聴者、執行機関、議員いずれも南側の扉からエレベーター前を経て議会ロビーへ向かうルートを基本とする。

#### (5) 負傷者の対応

- ① 会議場所において負傷者が発生した場合は、議長等が、当該負傷者付近の議員又は職員に状況確認及び介助を指示する。
- ② 議長等は、状況確認の結果、介助者の増員が必要となった場合は、適宜介助者を指名する。
- ③ 状況確認及び解除を指示された以外の者は、議長の指示に従い、速やかに避難する。

### 4 避難時における確認事項

#### (1) 地震発生時

- ① 事務局職員は、地震の情報（震源地、規模、震度等）を収集し、速や

かに事務局長を通じて議長へ伝達する。

- ② 事務局職員は、揺れが収まった段階で、給湯室の状況を確認し、必要な措置を講じる。

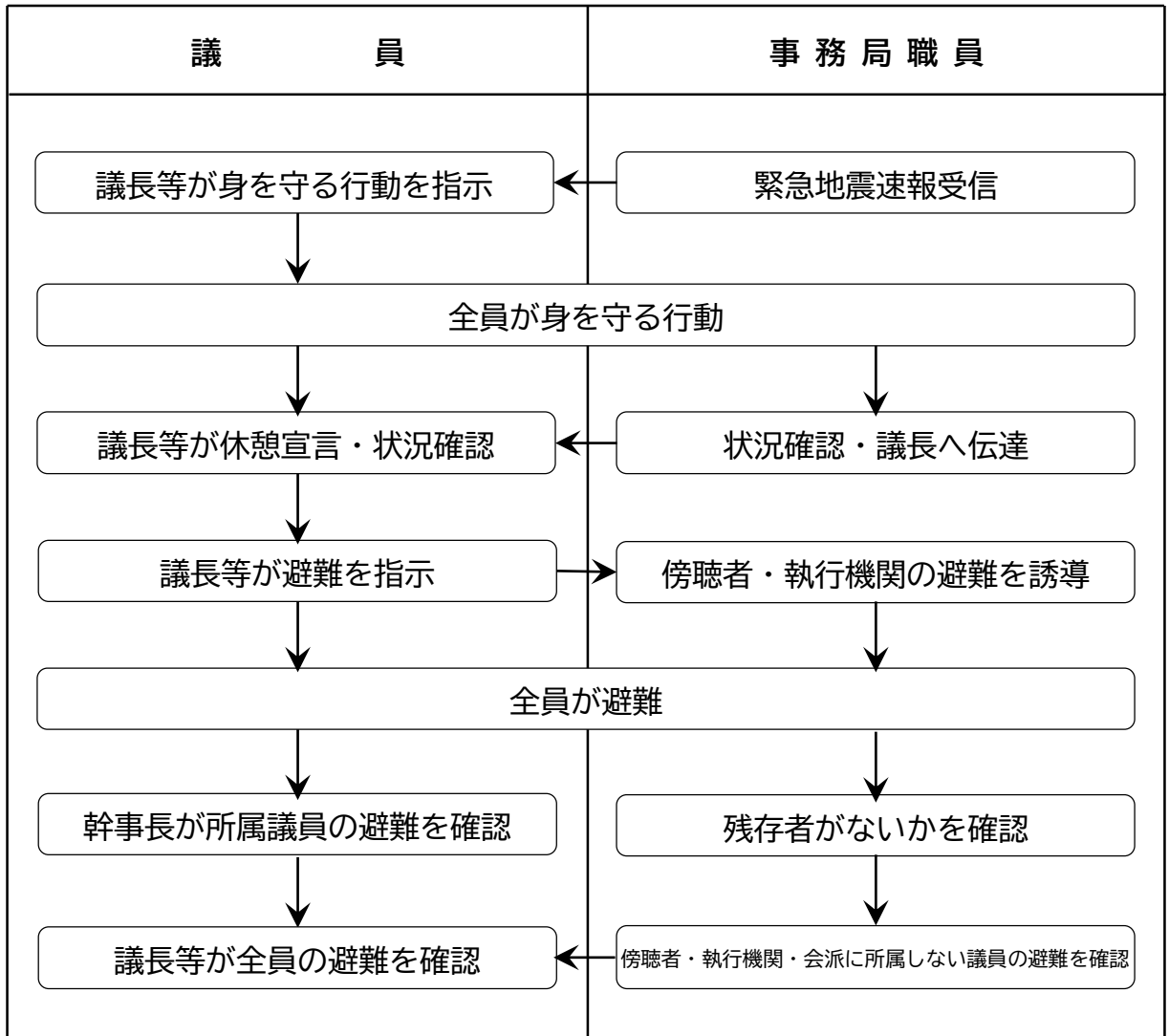
(2) 避難誘導時

- ① 傍聴者の誘導を行う事務局職員は、傍聴者の総数を確認する。
- ② 事務局職員は、会議場所から全員の避難を誘導した時点で、会議場所のほか議事堂（本館4階）に残っている人がいないか最終確認を行う。

(3) 避難完了時

- ① 各会派の幹事長は、避難場所に所属議員全員が揃っているかどうかを確認し、結果を議長に報告する。
- ② 事務局総務課長は、避難場所に会派に所属しない議員全員が揃っているかどうかを確認し、結果を議長に報告する。
- ③ 傍聴者の誘導を行った事務局職員は、避難場所に傍聴者全員が揃っているかどうかを確認し、結果を議長に報告する。
- ④ 会議場所等の残存者の最終確認を行った事務局職員は、残存者がいない旨を議長に報告する。

# 緊急地震速報の受信から避難完了までの流れ



- ※ 議長、委員長等会議を主宰する者（議長等）が指揮する。
- ※ 議長等に事故ある場合は事務局長、議長等及び事務局長に事故ある場合は事務局総務課長が指揮する。
- ※ 会議場所で負傷者が発生した場合は、議長等が指名する者が当該負傷者の避難を介助する。
- ※ 避難の順序は、原則として傍聴者を最優先とし、状況に応じて議長等が適宜順序を指示する。
- ※ 避難先は、一旦議会ロビーとし、状況を確認した上で、建物外の避難先を指示する。
- ※ 避難ルートは、状況を確認した上で、議長等が指示する。

# 避難経路（議場→議会ロビー）

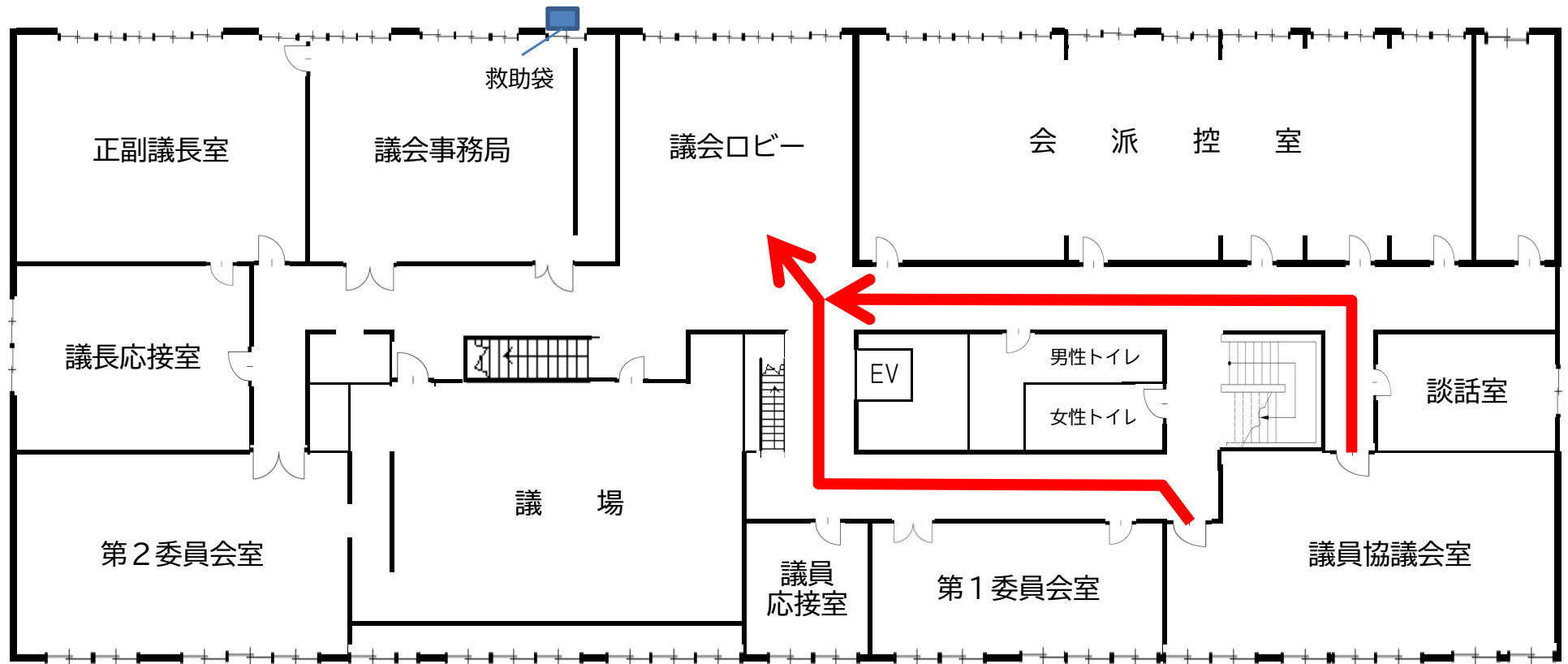


ルート1：東側出入口 → 第2委員会室 → 議会事務局前廊下 → 議会ロビー

ルート2：南東側扉 → 議会事務局前廊下 → 議会ロビー

ルート3：南西側扉 → 議会ロビー

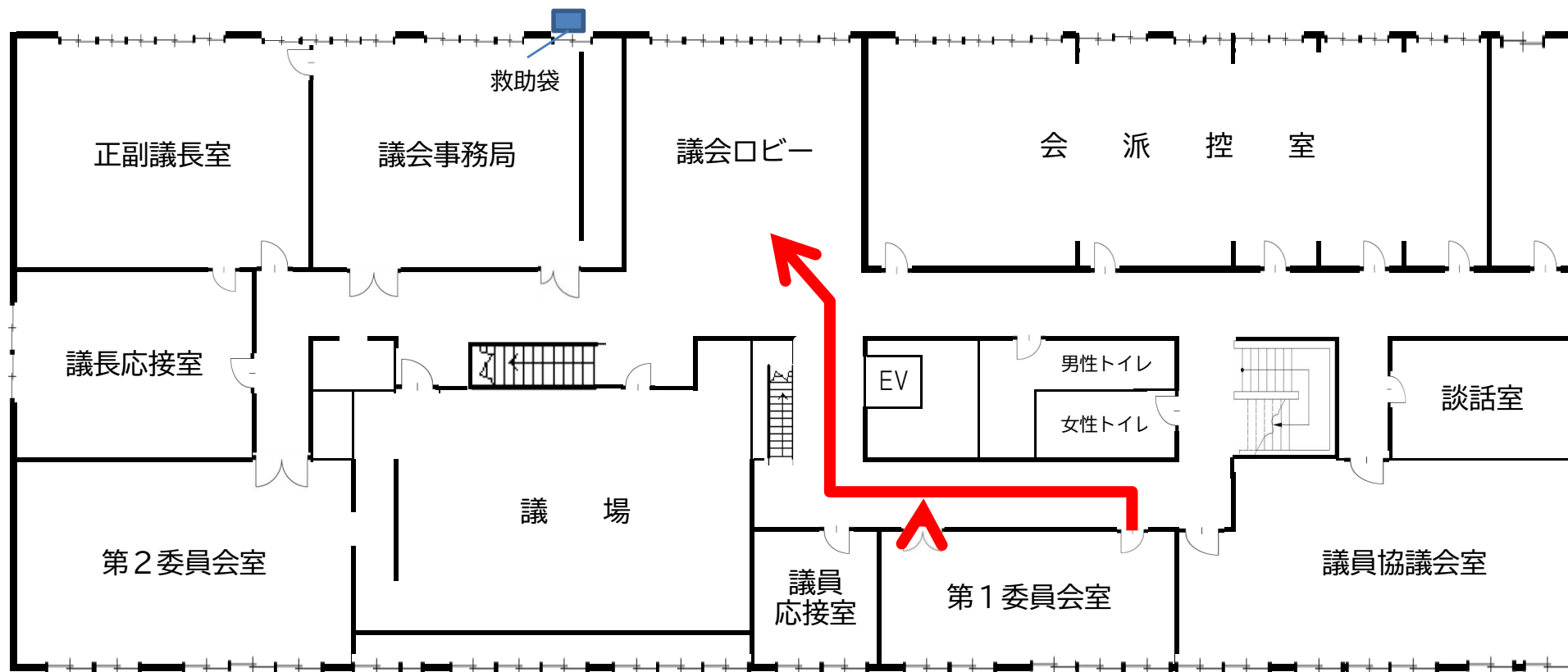
## 避難経路（議員協議会室→議会ロビー）



ルート1：南東側扉 → 第1委員会室前廊下 → 議会ロビー

ルート2：南側扉 → 会派控室前廊下 → 議会ロビー

## 避難経路（第1委員会室→議会ロビー）



ルート1：南西側扉 → エレベーター前 → 議会ロビー

ルート2：南東側扉 → エレベーター前 → 議会ロビー

# 避難経路（第2委員会室→議会ロビー）



ルート1：南側扉 → 議会事務局前廊下 → 議会ロビー